

令和3年度第2回（第8回）尾張北部環境組合 ごみ処理施設整備運営
事業者選定委員会
議事録

日時 令和4年2月16日（水）
午後2時00分～3時30分
場所 江南市防災センター 2階
セミナー室 北

● 出席者等

出席者：5名

No	委員	役職等	欠席
1	稲垣 隆司 委員	岐阜薬科大学 名誉教授	
2	岩渕 準 委員	NEXPO（長久手・万博継承会）事務局長	
3	樋口 良之 委員	国立大学法人福島大学 教育研究院 教授（共生システム理工学類担当）	
4	濱田 雅巳 委員	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長	
5	矢野 和雄 委員	矢野法律事務所 弁護士	
6	富 孝史 委員	富孝史公認会計士事務所 公認会計士	欠

1. 開会

事務局 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回尾張北部環境組合ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会を開催いたします。議事の進行につきましては委員長にお願いしたいと思います。委員長よろしく申し上げます。

委員長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は第1回の委員会で議論いただいた内容を踏まえ、先の組合議会でも承認いただいた修正内容を報告いただき、確認しながら今後の対応についてご議論いただきたいと思っております。

委員長 それでは、議事に入る前に事務局より報告があるので、お願いしま

す。

<事務局より2月8日（火）に行われた組合議会定例会及び全員協議会についての報告があった。>

本日お配りした資料0は前回議事録となっております。委員皆様から改めてお気づきの点がありましたら、ご指摘ください。

委員長 ここまでの内容でご質問等ありますでしょうか。ないようであれば議事に移ります。

事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局より資料1から資料3についての説明があった。>

委員長 ただいまの説明について、ご意見・質問はあるか。

委員 資料1の2頁（追加 P12）となっている内容について、（エ）の文章の、なお書き以降は要件ではないのではないか。

委員 この内容を書きおけば、実績要件として、合棟・別棟に関する質問はなくなる。

委員 “なお、”の後に、“本実績に関しては”などを追記すれば理解できる。

委員長 事務局の意図するところは理解できるが、委員のご指摘どおり文章上、違和感があるため内容を見直すこと。

事務局 拝承。

委員 資料2-1での配点と評価方法について確認したい。

評価の際は、あくまでも資料2-1の評価区分の中に点数が示されている16項目で評価を行い、それぞれの項目の内訳としてある「内部配点」とは、委員が採点する際の比重のようなものだという考えでよいか。

事務局 ご理解の通り、16項目に対してA～Eの五段階で評価いただく。

委員長 例えば、内部配点が3点ずつとなっていた場合、片方は3点、もう片方は1点と評価した場合、頭の中では4点の評価になるが、この場合BなのかCなのか。

事務局 あくまでも5段階で評価いただくことになる。実際には、A～Eに対して0.0点から0.25点ずつの係数があり、各項目の配点×A～Eの

係数で点数が決まる。配点6の項目をBと評価した場合、点数は4.5点となり、Cと評価した場合3.0点となる。内部配点の比重を踏まえ、各委員が考える点数に近くなるよう評価いただくことになる。

- 委員長 同A判定でも、項目で点数が異なるがよいか。
- 委員 項目別に重み付けすることをこれまで議論してきたので問題ないのではないか。
- 委員 最終的に委員が評価する際には、資料2-1にある、「判定」の欄のみ入力するということがよいか。
- 事務局 ご理解のとおりです。
- 委員長 資料2-1の評価内容の内部配点は、委員の先生方の頭の中において、評価を行ってもらうことになる。
本日欠席の委員もいるので、実際の評価の前には、事務局からもう一度説明してください。
- 事務局 拝承。
- 委員 参加資格要件として、建築物等の設計を行う者の要件を別出しにしたが、ここに示される要件を満たせば、プラントメーカーが設計を行ってもよいということか。
- 事務局 ご理解のとおり。
- 委員 代表企業の要件について、以前は焼却施設の建設実績を求めていたが、今回はリサイクル施設も含めているので、両方の実績がないと代表企業になれないということか。
- 事務局 ご理解のとおり。本事業に興味を示しているメーカーの実績を調査したところ、提示した実績要件は全て満たしていることを確認しているため、特定のメーカーを除外するものではない。
- 委員長 運営の要件は求めないのか。
- 事務局 代表企業には、建設実績のみ求めており、運営の実績は、運営事業者の要件として求めている。
- 委員 資料3 入札説明書のスキーム図について、焼却灰等運搬企業と資源化企業については、3者契約を想定しているとのことであるが、スキーム図の矢印では組合と運搬業者、資源化業者がSPCを介さず

- に直設契約しているように見え、誤解を与えるのではないか。
- 委員長
事務局 資料の説明では3者契約とあったが、2者契約では駄目なのか。
20年間の運営期間の事業継続性を確保したいということが前提にある。また、3者契約であれば、委託費は全てSPCを経由して、運搬業者、資源化業者に支払われ、事務手続きの簡素化が図れる面もあり、3者契約で進めたいと考えている。
- 委員長
事務局 スキーム図では、3者契約ではなく2者契約になるのではないか。
スキーム図はあくまでも、SPCへの出資を表しており、契約の関係性までいれると複雑になるため、枠外に※で補足説明している。
- 委員
委員 SPCを設立しない場合はどうなるのか。
SPCを設けない場合は、3者契約はあり得ないのではないか。そうであれば、SPCの設置は必須になる。
- 委員 実務的な話になるが、2者契約か3者契約かは置いといて、SPCを設けない場合、運営事業は運営・維持管理企業と契約を結ぶが、それとは別に、組合は運搬業者と資源化業者とは契約を結ばないといけない。法律上は再委託を認めていなかったが、平成28年の環境省の通知をもって、3者契約を行うことで認めている。
通知はSPCとなっているが、SPCを設けない場合も問題ないか確認したほうがいい。
- 事務局 従来から、SPCの設置は自由としているので、このまま進めたいと考えている。運搬と資源化の契約については、適法であるかを確認し、適した方法となるようにする。
- 委員 スキーム図の※1の補足説明の文章は、焼却灰等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約について、3者契約を予定していることを記載するとわかりやすくなる。
- 事務局 拝承。
- 委員長
委員 その他、ご質問等はありませんでしょうか。
本日の議題にはないが、前回の要求水準書の作成時点から2年が経っており、状況が変わっている部分もある。具体的には、排ガス中の水銀についてである。
手分析で計測したものが基準値を超えた場合、法規制の対象になる

が、連続測定データのデータは公定法としては認められていない。近年、自動計測を導入して、排ガスの管理を行う提案が出されるようになってきた。その場合、連続計測なので瞬間的に基準値を超える場合があり、そのデータが表に出た場合に問題になっている例もある。組合として、事業者が連続測定の提案をしてきた場合にどのように評価するかを整理しておいた方がよい。

- 委員長 法律上、自動計測は不要なので、よく考える必要がある。
- 委員 法律上求められる手分析での数値と自動計測で出る数値は比較できるものではないことをしっかり説明できるようにしておかないといけない。
- 事務局 拝承。
- 委員長 その他の意見はないようですので、議題1についてはここまでとします。
その他について、事務局よりお願いします。
- 事務局 次回以降の委員会日程について、6月22日（水）13時から、9月14日（水）13時から、10月20日（木）は事業者ヒアリングを予定しており終日となりますが、応募者数によって、時間は変更の可能性があります。
- 委員長 それでは、これもちまして、本日の事業者選定委員会を閉会します。お疲れさまでした。